

| | |
|------------------|----------|
| 職業安定分科会（第 224 回） | 資料 1 - 2 |
| 令和 8 年 5 月 15 日 | |

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

1. 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。以下「入管法等改正法」という。）の施行に伴い、令和8年6月14日以降、住民基本台帳に記録されている中長期在留者については、在留カードの交付を、マイナンバーカードの機能が付加された特定在留カードの交付により行うことを求めることができることとなる。

事業主が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第28条第1項に基づく外国人雇用状況の届出を行う際、在留カードに記載された在留カードの番号を確認することとされているところ、上記特定在留カードの様式にも対応した内容とするため、所要の改正を行うもの。

また、外国人を雇用する事業主の手続を簡素化する観点から、外国人雇用状況の届出に当たっての在留資格「特定技能」の特定産業分野及び在留資格「特定活動」の法務大臣が特に指定する活動の確認を不要とするための所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）様式中の在留カード番号の確認方法の記載について、特定在留カードの様式に対応した内容に改める。
- 外国人雇用状況の届出に当たっての在留資格「特定技能」の特定産業分野及び在留資格「特定活動」の法務大臣が特に指定する活動の確認を不要とする。
- その他所要の規定の整備を行う。
- 施行に関し必要な経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 法第28条第1項

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年5月29日（予定）
- 施行期日：令和9年4月1日（一部の規定は、入管法等改正法の施行の日（令和8年6月14日））